



埼玉県報

第 662 号
令和 7 年(2025 年)
10 月 21 日
火曜日

目 次

告示

- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更に関する公聴会の中止（下水道事業課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（熊谷県税事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道上新郷埼玉線の区域の変更（行田県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第七百八十号

令和七年十月三日付け埼玉県告示第七百五十五号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和七年十月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和七年十月二十一日

埼玉県熊谷県税事務所長 根 岸 幹一郎

氏名又は名称	有限会社 日出石油
代表者の氏名	代表取締役 沼上 友彦
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県熊谷市平戸二千二百二十二番地
指定取消年月日	令和七年九月三十日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	桶川市大字坂田字宮前七六七番一地从 先 から同市大字坂田字宮前七六六番一 地	区 間
八・八九〇一七・三八	八・八九〇九・一七	敷地の幅員 (メートル)
二八・六五		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

- | | | |
|---|-------|--------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 上新郷埼玉線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
行田市大字埼玉字下埼玉通一〇九二番二地先から 同市大字埼玉字片原通三四八三番一 地先まで			区 間
一一・二〇〇 一五・三三三	六・三五〇 一〇・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
七九六・九〇			延 長 (メートル)
			備 考